

## ○鯖江広域衛生施設組合職員の特殊勤務 手当に関する規則

(昭和58年5月26日)  
規則第6号

**改正** 昭和60年3月15日規則第1号 平成3年4月1日規則第3号  
平成6年8月18日規則第1号 平成11年3月30日規則第2号  
平成16年3月24日規則第1号 平成19年8月22日規則第2号  
平成23年3月9日規則第1号 平成24年2月22日規則第2号

(目的)

**第1条** この規則は、鯖江広域衛生施設組合職員の特殊勤務手当に関する条例  
(昭和58年鯖江広域衛生施設組合条例第17号。以下「条例」という。)第5条  
の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(手当の種類と額)

**第2条** 特殊勤務手当の種類と手当の額は、別表のとおりとする。

(手当の支給)

**第3条** 日額で定められている特殊勤務手当(条例第3条第2項に規定する特殊  
勤務手当を除く。)については、その日において従事した時間が、3時間に満  
たないときは、これを支給しない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和60年規則第1号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

**附 則** (平成3年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成6年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

**附 則** (平成11年規則第2号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則** (平成16年規則第1号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

第4類 人事・給与（鯖江広域衛生施設組合職員の特殊勤務手当）  
に関する規則

---

**附 則**（平成19年規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年規則第2号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**別表**

特殊勤務手当の種類	条例の適用	支給基準	手当の額
廃棄物の処理業務に従事する職員 の特殊勤務手当	第3条第1項	日額	500円
	第3条第2項	日額	500円